

議案第 29 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市とどろきアリーナ条例の一部改正)

第 1 条 川崎市とどろきアリーナ条例（平成 7 年川崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表の 4 個人利用料の表中「小学校（）」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を加える。

(川崎市岡本太郎美術館条例の一部改正)

第 2 条 川崎市岡本太郎美術館条例（平成 11 年川崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 普通観覧料(1)常設展の観覧料の表備考第 2 項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(川崎市勤労者福祉共済条例の一部改正)

第 3 条 川崎市勤労者福祉共済条例（昭和 49 年川崎市条例第 4 号）の一部を

次のように改正する。

第9条第1項第4号中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」を、「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）」を加える。

（川崎市余熱利用市民施設条例の一部改正）

第4条 川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料(2)個人利用料の表備考第3項中「中学校（」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（川崎市港湾振興会館条例の一部改正）

第5条 川崎市港湾振興会館条例（平成3年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「中学校（」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（川崎市乗合自動車乗車料条例の一部改正）

第6条 川崎市乗合自動車乗車料条例（昭和25年川崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「中学校（」の次に「義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び」を加え、同条第2号中「小学校（」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を加える。

（川崎市青少年の家条例の一部改正）

第7条 川崎市青少年の家条例（昭和63年川崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料(1)宿泊利用料の表中「小学校（」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校（」の次に「義務教育学校の後期課程、」

を加える。

(川崎市少年自然の家条例の一部改正)

第8条 川崎市少年自然の家条例（昭和52年川崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「小学校（」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校（」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

(川崎市青少年科学館条例の一部改正)

第9条 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1普通観覧料(1)一般投影の観覧料の表備考第2項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(川崎市立日本民家園条例の一部改正)

第10条 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1普通入園料の表備考第2項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。